



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年 7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人食育フォーラム軽井沢
- 3 代表者の氏名  
小 山 宏
- 4 主たる事務所の所在地  
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1075番地20
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、子どもから高齢者に至るすべての人々に対し、食育を通して食の安全性と品質及び自給率向上を目指し、安心な食材を活用することで、人々の心身の健康維持に関する活動を行い、それぞれの郷土に根付いた食文化、風土、自然を再認識し、世界の恒久平和に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
介護事業状況報告用サーバ一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成19年11月1日から平成24年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所  
長野県社会部長寿福祉課
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県社会部長寿福祉課  
電話 026 (235) 7111
  - 4 入札手続等
    - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年 9月20日 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室
    - (3) 郵送（書留郵便及び配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成19年 9月19日 午後5時  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県社会部長寿福祉課
    - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年 9月10日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
    - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (4) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (5) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
    - (6) 契約書作成の要否  
必要とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

長寿福祉課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、平成19年8月22日、塩尻市吉田原土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成19年8月30日

長野県知事 村井 仁

都市計画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月30日

長野県立こども病院長 宮坂 勝之

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量  
別表のとおり
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
別表のとおり
- (4) 納入場所  
長野県立こども病院
- (5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達する物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院 経営管理部財務係

電話 0263 (73) 6700 内線 3018

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達物品名	数量	納入期限	入札及び開札の日時	等級区分
外科用イメージシステム 一式	1セット	平成19年11月30日	平成19年9月11日 午前10時	A
セントラルモニタ(無線式) 一式	1セット	平成19年10月31日	平成19年9月11日 午前10時15分	A
ベッドサイドモニタ 一式	2セット	平成19年10月31日	平成19年9月11日 午前10時30分	B以上
聴性誘発反応測定装置 一式	1セット	平成19年10月31日	平成19年9月11日 午前10時45分	B以上
電動油圧式手術台(外科用) 一式	1セット	平成19年11月16日	平成19年9月11日 午前11時	B以上
運動負荷心電図解析装置 一式	1セット	平成19年11月16日	平成19年9月11日 午前11時15分	B以上
サーバ自動洗浄機 一式	1セット	平成19年11月16日	平成19年9月11日 午前11時30分	B以上

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

企業局ファイルサーバ1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年11月1日から平成24年10月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
 (県庁専用郵便番号 380-8570)  
 長野県企業局経営企画課  
 電話 026 (235) 7371

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年9月13日(木) 午前11時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎304号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成19年9月12日(水) 午後5時(必着)  
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県企業局経営企画課
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (8) 契約方法  
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県公営企業管理者職務執行者長野県企業局長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

経営企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

### 1 入札に付する事項

土地の売却

#### (1) 入札物件及び予定価格

物件所在地	土地面積		予定価格
	(㎡)	(坪)	
上田市真田町長 4227 - 1	615.20	186.1	8,792,000 円
上田市真田町長 4263 - 2	810.04	245.0	9,262,000 円

#### (2) 入札方法

それぞれの物件所在地ごとの、価格の総額について入札するものとします。

#### (3) 物件の内容

入札説明書のとおりです。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県企業局事業課  
 電話 026 (235) 7375

### 4 入札手続等

- (1) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間並びに受付場所（郵送による場合も含む。）

ア 受付期間

この公告の日から平成19年9月25日(火)までの土曜日、

日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで  
なお、郵送による場合にあっても受付期間の最終日必着と  
します。

## イ 受付場所

3の場所

## (2) 物件の現地説明会の日時及び場所

ア 日時 平成19年9月29日(土) 午後2時

イ 場所 各物件の所在地

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月11日(木) 午後2時

イ 場所 上田市材木町1-2-6

長野県上田合同庁舎

電話 0268(23)1260

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める  
期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各  
号に掲げる担保を提供した場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める  
期限までに納付してください。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格以上の入札であって、最高の価格をもってした者を  
落札者として決定します。ただし、同価の最高入札者が2人  
以上あるときは、くじにより決定します。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## 5 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等  
に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風  
俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11  
項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為  
の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規  
定する暴力団の事務所の用に供してはなりません。

## 6 その他

詳細は、入札説明書によります。

## 事業課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月30日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入れをする物品等及び数量

教職員履歴管理システム機器一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (3) 借入期間

平成19年10月1日から平成24年9月30日まで(地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定  
に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の  
5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数  
があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格  
としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免  
税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の105分の100に  
相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい  
う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第  
2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札  
に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59  
年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区  
分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参  
加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35  
号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、保守及び管理を迅速に行う体制が整備さ  
れている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び  
問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局義務教育課

電話 026(235)7425

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年9月14日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

## (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め  
る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項  
各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当  
する場合は、納付する必要はありません。

## (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め  
る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項  
各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当  
する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (6) 契約書作成の要否

必要とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格  
をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

義務教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月30日

長野県丸子修学館高等学校長 高木 房雄

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

デジタルセオドライト一式 6セット

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期間

平成19年10月16日

(4) 納入場所

長野県丸子修学館高等学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA、B及びCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成19年8月30日から9月11日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

上田市中丸子810番2号

長野県丸子修学館高等学校 事務室

電話 0268(42)2827

### 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年9月18日 午後2時

イ 場所 長野県丸子修学館高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年9月14日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の可否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 8月30日

長野県松本県ヶ丘高等学校長 青柳 淳

### 1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

語学演習装置一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年10月1日から平成25年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県松本県ヶ丘高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市県2-1-1  
長野県松本県ヶ丘高等学校  
電話 0263(32)1142

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年9月10日 午前11時  
イ 場所 長野県松本県ヶ丘高等学校 会議室
- (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年9月5日(水)午前11時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本県ヶ丘高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

正 誤

平成19年7月17日付け長野県条例第38号「長野県県税条例の一部を改正する条例」中

ページ 行(箇所)

6 右側下から14

誤 第143条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

正 第143条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

税 務 課

平成19年6月11日付け長野県規則第27号「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所)

2 8 「第1条」を「第2条」

正

「第1条各号」を「第2条各号」

森林整備課